



導水路より桜並木と当事務所を望む

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P2. P3
○臨時総代会、平成29年度決算	P4. P5
○通常総代会、平成30年度事業報告	P6～P9
○令和元年度予算	P10
○お知らせ	P11.P12

ご 挨拶

福岡堰土地改良区 理事長 倉持 悦典



理事長の倉持でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

当改良区役員・総代・組合員の皆様には、各種事業の推進について日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼を申し上げ

げます。

また、茨城県県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

さて、平成30年度からは国指導の生産調整が廃止となりました。自主的な生産調整に心配もありましたが、大多数の生産農家のご協力で大きな米価の下落も無く推移したことは大変喜ばしいことでした。当改良区としても、今後も組合員の皆様と心一つにして協力していくつもりです。

当改良区発注事業の工期遅延について、平成29年度は全社が工期限内に完成できましたが、残念ながら平成30年度は、1社の遅延が発生してしまいました。それでも過去の実績からすると隔世の感があるほど改善されております。改めて関係各位に感謝を申し上げます。

平成30年度の主な実施事業について、当改良区発注分の農地耕作条件改善事業東橋戸地区の小排水路護岸工事や土地改良施設維持管理適正化事業の福岡堰ゲート外面塗装工事、そして、県単土地改良事業として福岡堰五期地区、谷原領地区、川又地区、新川地区を整備し、その外内郷工事も併せて実施しました。又、県営事業として、経営体育成基盤整備事業藤代北部地区で支線道路（農道）を整備して完工し、基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場地区は完成まであと一歩まで整備が進みました。

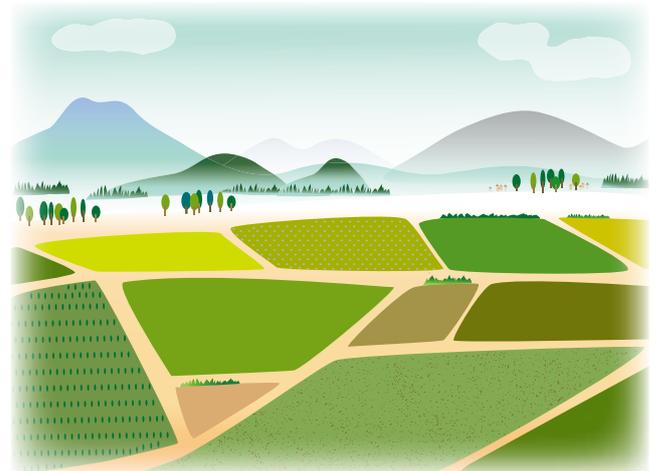
今年度の国の土地改良事業費の当初予算は、前年比114%と見込まれております。茨城県への予算割当も前年比113%になっています。年々予算も増額されていますが、私達のたゆまぬ要望活動と県選出の国会議員の皆様にご多大なご助力を頂いての結果と感謝いたしております。

次に、県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区は、今年度採択になりますが、小田川市長からは、今までの市の提示額8%と違って国のガイドラインと同率の10%を負担していただくことで承諾をいただいております。これで谷和原地区を除く小排水路の改修整備に目途が付きました。後は一日も早く谷和原地区の整備に向けて準備を始めたいと考えております。

また、本田排水機場の改修事業も800,000千円を上回る事業費ながら、当初は4,000千円程の微々たる予算しか付かないで完成期日が定まらず心痛していましたが、今年度は予算160,000千円で除塵機の改修を行い、当初の予定期日を超えずに完成する見通しです。この外、県営事業では、地盤沈下対策事業福岡堰4期地区、小貝東部2期地区や経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区での前原排水路改修の追加、そして当改良区営での農地耕作条件改善事業川崎2期地区の小排水路護岸工事、土地改良施設維持管理適正化事業の源八余水吐ゲート改修や県単事業として常総地区樋管ゲート改修と内郷工事も予定しております。

さて、私達の現役員の任期も後6ヶ月を残すのみになりました。残る短い日々を精一杯務めていく所存です。尚一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 滑川 健司



4月の定期人事異動により、茨城県県南農林事務所土地改良部門長として参りました滑川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、福岡堰土地改良区の皆様方には、日頃より管内の農業農村整備事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

近年の農業を取り巻く情勢は、少子高齢化や人口減少に伴う国内市場規模の縮小、TPPをはじめとする貿易自由化などによる競争の激化など世界を意識した経営が必要となるなど、より厳しさを増しております。

このような中、県においては平成30年11月に新たな県総合計画を策定し、「儲かる農業」の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化やICT等を活用したスマート農業の推進、本県農林水産物のブランド力強化を目指しています。農業基盤等の整備につきましては、低コストで生産性の高い水田や高品質な青果物を安定供給する畑地の整備を進めるとともに、老朽化が

進む農業水利施設等の計画的な補修・更新や防災・減災対策に取り組んでまいります。

また、美しい元気なむらづくりに向けて、地域資源を活用した農村の活性化を進めるとともに、国土の保全や水源のかん養などの農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮にも取り組んでまいります。

次に、福岡堰土地改良区管内で実施しております県営事業の今年度の事業概要について紹介させていただきます。まず、経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区については排水路工事、地盤沈下対策事業福岡堰4期地区については排水路工事を、同じく小貝東部2期地区については用水路工事、基幹水利施設ストックマネジメント事業本田排水機場については除塵機の更新を予定しております。さらに、新規地区として経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区が着手予定となっております。また、平成25年度より実施しておりました経営体育成基盤整備事業藤代北部地区が昨年度をもって完了することができました。関係者の皆様の御協力に感謝いたします。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げましてご挨拶といたします。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 大場 景次



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました大場でございます。どうぞよろしくお願い致します。

倉持理事長をはじめ、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご高配を賜っておりますこと紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今年度は元号が5月1日から「令和」と改元され、新たな時代の幕開けとなります。微力ではございますが、精一杯職務を果たしてまいりますので、今後とも皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

さて、今年度は近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図ることを目的とした、土地改良法の一部改正が4月1日より行われました。その内容は、組合員の資格交代の円滑化等、理事の資格要件の見直し、利水調整のルール化、土地改良施設の管理への参加、総代制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、財務会

計制度の見直しなど、今後の土地改良区運営に大きく影響する内容となっております。その中で土地改良区の定款、規約、規程の改正例や複式簿記導入に関しての資産評価など、実務的かつ詳細な内容が示されております。今後、研修会等も予定されており、詳細な情報が入り次第、提供させていただくとともに、ご案内をさせていただきたいと考えております。

今後、農業従事者の減少や、農村の混住化がますます進んでいくことが見込まれております。将来にわたり農業水利施設を適正に維持管理していくためには、土地改良区の体制強化と施設の適切な補修及び管理が必要であり、農村環境の保全のためにも土地改良区の存在意義は、更に高まっていくと考えられます。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であることを踏まえながら、会員の皆様と一緒に本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

臨時総代会開催

平成30年10月12日(金)、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、つくばみらい市谷原地区の神立 敬司総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告の承認について
 第 2 号議案 平成 29 年度財産目録の承認について
 第 3 号議案 平成 29 年度会計収入支出決算の承認について
 (ア) 一般会計
 (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 (ウ) 地区除外決済金特別会計
 (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 (カ) 農業基盤整備促進事業特別会計
 (キ) 県単土地改良事業特別会計
 (ク) 農地耕作条件改善事業特別会計
 第 4 号議案 平成 30 年度県単土地改良事業施行議決の変更について
 第 5 号議案 平成 30 年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 (ア) 一般会計
 (キ) 県単土地改良事業特別会計

平成 29 年度決算について

平成30年10月12日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、平成29年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位：円)

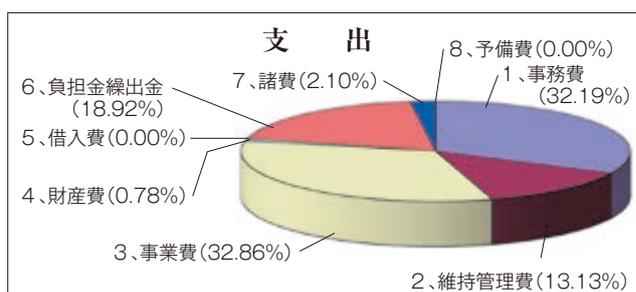
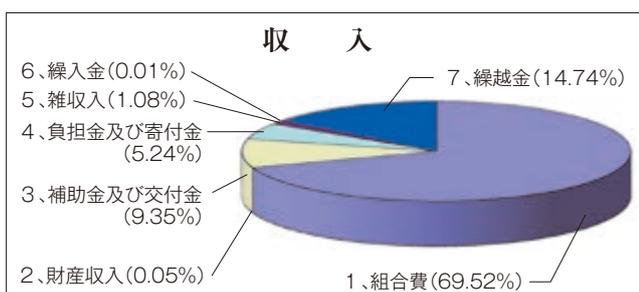
資 産		負 債	
流動資産	34,768,929	長期負債	0
特定資産	649,332,239	短期負債	649,082,239
固定資産	162,301,053		
計	846,402,221	計	649,082,239

会計収入支出決算

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	2 0 5, 8 1 6, 2 3 3	1. 事 務 費	8 7, 2 7 2, 3 3 0
2. 財 産 収 入	1 6 2, 0 0 0	2. 維 持 管 理 費	3 5, 6 0 4, 5 2 5
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	2 7, 6 7 5, 2 0 0	3. 事 業 費	8 9, 0 9 4, 8 2 0
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	1 5, 5 2 0, 7 7 2	4. 財 産 費	2, 1 2 3, 3 5 9
5. 雑 収 入	3, 2 0 2, 2 1 3	5. 借 入 費	0
6. 繰 入 金	3 6, 8 1 0	6. 負 担 金 繰 出 金	5 1, 3 0 4, 7 4 1
7. 繰 越 金	4 3, 6 5 0, 0 9 3	7. 諸 費	5, 7 0 6, 7 9 3
		8. 予 備 費	0
計	2 9 6, 0 6 3, 3 2 1	計	2 7 1, 1 0 6, 5 6 8



差引残額 24,956,753円は、平成30年度へ繰越

特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職 給与積立金	68,770,125	0	68,770,125	平成30年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	5,809,127	5,809,127	0	
(エ) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	327,816,173	237,600	327,578,573	平成30年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産 費引当積立金	252,733,541	0	252,733,541	平成30年度へ繰越
(カ) 農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業	21,190,689	21,190,689	0	
(キ) 県単土地改良事業	3,067,201	3,067,201	0	
(ク) 農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	31,147,200	31,147,200	0	
計	710,534,056	61,451,817	649,082,239	

通常総代会開催

平成31年3月15日(金)、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、つくばみらい市小張地区の大山 繁総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区役員補欠選挙執行について
- 第 2 号議案 福岡堰土地改良区定款の一部改正について
- 第 3 号議案 福岡堰土地改良区規約の一部改正について
- 第 4 号議案 福岡堰土地改良区総務委員会規則の一部改正について
- 第 5 号議案 福岡堰土地改良区工事委員会規則の一部改正について
- 第 6 号議案 福岡堰土地改良区畑地かんがい審議委員会規則の一部改正について
- 第 7 号議案 福岡堰土地改良区会計細則の一部改正について
- 第 8 号議案 福岡堰土地改良区建設工事請負業者指名停止等措置規程の一部改正について
- 第 9 号議案 福岡堰土地改良区手数料徴収規程の一部改正について
- 第 10 号議案 福岡堰土地改良区利水調整規程の制定について
- 第 11 号議案 平成30年度土地改良施設維持管理適正化事業施行議決中、一部変更について
- 第 12 号議案 平成30年度農地耕作条件改善事業施行議決中、一部変更について
- 第 13 号議案 平成30年度県単土地改良事業施行議決中、一部変更について
- 第 14 号議案 平成30年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について
- 第 15 号議案 平成30年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 農地耕作条件改善事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計
- 第 16 号議案 福岡堰土地改良区過誤納返戻金取扱要綱の制定について
- 第 17 号議案 平成31年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
- 第 18 号議案 県営土地改良事業に伴う分担金の納入について
- 第 19 号議案 平成31年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 第 20 号議案 平成31年度農地耕作条件改善事業の施行について
- 第 21 号議案 平成31年度県単土地改良事業の施行について
- 第 22 号議案 平成31年度地区除外決済金積立金の運用処分について
- 第 23 号議案 平成31年度会計収入支出予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 農地耕作条件改善事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計
- 第 24 号議案 平成31年度予算内一時借入金限度額の議決について

役員補欠選挙執行について

平成31年3月15日(金)に開催された通常総代会にて、福岡堰土地改良区役員補欠選挙(第1被選挙区・つくばみらい市谷和原地区理事)が執行され、つくばみらい市谷和原地区 神立 敬司氏が理事に当選されました。

平成 30 年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)
谷井田沼落排水路 第 3 - 1 工 区	排水路工 L = 95.0 矢板護岸 4.1 × 2.0 ~ 2.5
谷井田沼落排水路 第 7 - 1 工 区	排水路工 L = 324.8 排水フリューム 1.5 ~ 1.7 × 1.2



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 谷井田沼落排水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)
谷 井 田 用 水 路 第 1 8 工 区	用水路工 L = 135.4 フリューム水路 0.6 × 0.7
中 用 2 2 号	用水路工 L = 399.4 三面水路 0.7 × 0.7
中 用 7 4 号 第 1 工 区	用水路工 L = 341.8 三面水路 1.3 × 0.8



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 谷井田用水路 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部2期地区 中用22号 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部2期地区 中用74号 施工前(左)・施工後(右)

◆土地改良施設維持管理適正化事業(第41期生)◆

工 事 名	工 事 内 容
福岡堰ゲート 外面塗装工事	ゲート外面塗装工 N=2門



土地改良施設維持管理適正化事業(第41期生)福岡堰ゲート 施工前(左)・施工後(右)

◆農地耕作条件改善事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
東檜戸地区第1工区 排水路護岸工事	排水フリューム	L = 379	0.6 × 0.6 ~ 0.9 • 0.6 × 0.6 / 0.9
東檜戸地区第2工区 排水路護岸工事	排水フリューム	L = 451	0.6 × 0.9



農地耕作条件改善事業 東檜戸地区第2工区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工



令和元年度予算について

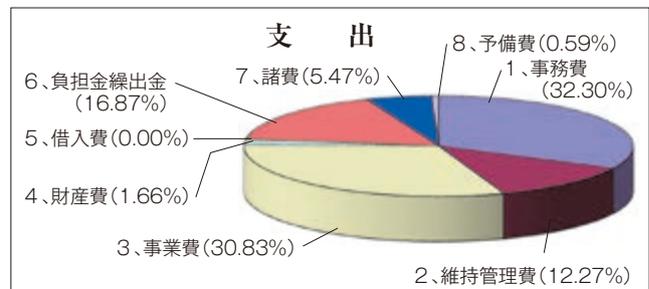
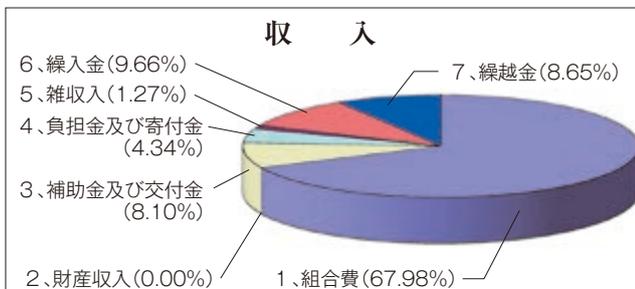
一般会計収支共
300,501,000円也

特別会計収支共
703,378,000円也

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	204,266,000	1. 事 務 費	97,076,000
2. 財 産 収 入	15,000	2. 維 持 管 理 費	36,883,000
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	24,348,000	3. 事 業 費	92,632,000
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	13,029,000	4. 財 産 費	5,000,000
5. 雑 収 入	3,811,000	5. 借 入 費	1,000
6. 繰 入 金	29,032,000	6. 負 担 金 繰 出 金	50,709,000
7. 繰 越 金	26,000,000	7. 諸 費	16,441,000
		8. 予 備 費	1,759,000
計	300,501,000	計	300,501,000



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常 勤 役 職 員 退 職 給 与 積 立 金	74,568,000	74,568,000
(ウ) 地 区 除 外 決 済 金	3,812,000	3,812,000
(エ) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	334,190,000	334,190,000
(オ) 備 品 費 及 び 財 産 費 引 当 積 立 金	253,206,000	253,206,000
(カ) 農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	30,001,000	30,001,000
(キ) 県 単 土 地 改 良 事 業	7,601,000	7,601,000
計	703,378,000	703,378,000

お知らせ

▼総代の改選について

福岡堰土地改良区の総代の任期が、令和元年9月27日を以て満了となります。これに伴い8月下旬頃に総代総選挙が執行される予定です。又、今年4月1日施行の土地改良法改正に伴い、選挙管理委員会による管理が廃止され、土地改良区が管理することとなり、立候補の届出・投票日等については、後日、組合員の皆様に回覧等にてお知らせする予定です。この選挙は組合員であることが原則であり、土地改良区の組合員名簿に登載されている者以外は立候補し、又、投票することもできません。従って組合員名は、この4月に発行した組合費通知書により確認し、氏名の違っては、組合員名簿の変更手続きをされるようお願い致します。名簿の変更手続きは、両者の印鑑と新組合員になる方の生年月日が必要ですので、宜しくご協力下さるよう重ねてお願い致します。

▼役員を選任について

福岡堰土地改良区の役員任期が、令和元年10月24日を以て満了となります。これに伴い、10月開催予定の新総代会において、次期役員が選任決定される予定です。この選任制は、各地区の新総代からの推薦書・本人の承諾書の届出が必要となります。又、役員は組合員であることが原則であり、総代との兼務ができません。詳細については、後日、組合員の皆様に回覧等にてお知らせする予定ですので、よろしくお願い致します。

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、用排水の通水を妨げないよう水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。十分満足な補償とまではいきませんが、傷害保険には加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡頂けますようお願い致します。

尚、本年第2回目が7月28日(日)に予定されておりますので、ご協力の程重ねてお願い致します。

▼水路の補修工事（内郷工事）要望について

造成後年月が経過し、皆様が利用している水路も老朽化等により、補修工事の要望が年々多くなってきております。しかし、予算の都合もあり全ての要望に対応することができず、皆様には大変ご不便をおかけしております。

水路でも各圃場へ直接取水する小用水路や直接排水する小排水路は原則地元管理となっておりますので、再度ご理解の程よろしくお願い致します。

尚、組合員にて補修していただく場合は、各種助成制度等もありますので、施工前に各地区役員・総代までお問い合わせ下さい。

水難事故ゼロへ ご協力を



用水かんがいの時期は水路に常時通水しており、水深も深く、流れも速い状態です。危険ですので水難事故にご注意下さい。特に子供たちの水遊びによる事故が懸念されます。ネットフェンス等の安全施設は設置してありますが、子供たちを水難事故から守る為、ご家族に止まらず地域の皆様も一人ひとりが注意を払い、「遊ばない」「遊ばせない」「近寄らない」を合い言葉に子供たちが水路の近くで遊ばないようご協力をお願い致します。

こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

今年度から賦課金通知書と一緒に賦課地積の内訳として土地明細書を同封致しましたので、ご確認下さるようお願いいたします。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように十分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

★新規採用職員募集★

福岡堰土地改良区では、令和元年度内又は令和2年度新規採用職員を募集します。

- ◆ 募集職種：一般事務
- ◆ 採用年月日：10月1日(火)又は令和2年4月1日(水)
- ◆ 募集人数：若干名
- ◆ 受験資格：平成6年4月2日以降に生まれた方で高等学校卒業程度以上の学力を有する方(令和2年4月1日採用希望者は卒業見込み者を含む)
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から年齢制限を定めています。
- ◆ 申込期間：6月3日(月)～7月12日(金)(市販履歴書A4にて受付)
- ◆ 受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
- ◆ 試験日：一次試験＝8月4日(日)筆記試験(一般教養試験)
二次試験＝8月下旬(平日)口述試験(一次試験合格者に別途通知)
採用可否通知9月上旬
- ◆ 試験会場：福岡堰土地改良区事務所
- ◆ 問い合わせ先：福岡堰土地改良区庶務課

※組合員の皆様のお知り合いの方で、希望される方がいらっしゃいましたら、ご紹介くださるようお願いいたします。ご応募お待ちしております。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232
 FAX 0297-52-6348
 HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>
 E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp
 庶務課 = 庶務全般、換地関係
 経理課 = 会計、組合費賦課徴収関係
 工務管理課 = 工事全般、用水配分関係

お悔やみ

つくばみらい市谷和原地区
理事 故 風見 登

平成31年2月17日 ご逝去

生前、土地改良区の運営及び土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。